

代議員選挙細則

平成 24 年 4 月 16 日制定
平成 24 年 7 月 20 日改正
平成 30 年 8 月 4 日改正

(選挙権および被選挙権)

- 第1条** 代議員選挙規則に定めるところにより代議員選挙（以下「選挙」という。）を行う。
- 2 選挙人は、選挙の行われる年の前年の 9 月 30 日現在の理事を除く正会員とする。
- 3 被選挙人は、理事を含む前項の会員であり、選出される年の 4 月 1 日に 70 歳未満であることを要する。
- 4 選挙人および被選挙人の所属地方部会別は、選挙の行われる年の前年の 10 月 20 日（告示日）現在の当該所属正会員の住所によって定める。

(代議員定数)

- 第2条** 各地方部会の代議員定数は、その所属する正会員 40 名ごとに代議員 1 名とし、端数があるときは 1 名加えるものとする。

(代議員選挙)

- 第3条** 選挙は 2 年に 1 回、 2 月に実施し、その結果を理事会に届けなければならぬ。

(選挙管理委員会)

- 第4条** 選挙管理委員会委員（以下「委員」という。）は、各地方部会長が当該地方部会の正会員の中から若干名を理事長に推薦し、理事長がこれを委嘱する。委員数は各地方部会で定めるものとする。

- (1) 「若干名」とあるのは、少なくとも 3 名以上とする。
- (2) 委員は、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を組織し、委員長は、委員の互選とする。
- (3) 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 代議員選挙規則第 6 条第 2 項に基づき、委員会の運営に関して必要な事項は次のように定める。
- (1) 日耳鼻の理事および地方部会長は、委員になることができない。
- (2) 委員は代議員候補者になることはできない。
- (3) 委員が正会員の資格を失ったときは、地方部会長はその委員を罷免する。
- (4) 委員に欠員等が生じた場合に業務に支障を及ぼすことのないように、地方部会長はあらかじめ若干名の予備委員を委嘱することができる。
- (5) 予備委員には、すべて委員に関する規定を準用する。
- (6) 委員長は、委員会を代表し、事務を総理する。ただし、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ職務を代行する委員を指名している場合を除き、互選により委員長代行を決定する。
- (7) 委員会は、委員現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ、議事を開き決議することができない。

(8) すべての決議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(選挙の告示)

第5条 選挙に関する告示は、選挙の行われる年の前年の日耳鼻会報 10 号に掲載するものとする。

(立候補の届出)

第6条 立候補をしようとする者は、選挙実施年の前年の 12 月 28 日までに文書により当該所属委員長に立候補届けを提出しなければならない。

2 第6条第1項本文中の「文書」には、次の要件が具備されていることを要する。

- (1) 立候補の意思が明示されていること。
- (2) 立候補者を特定できる内容であること。
- (3) その他本選挙に関する規定上の要求が具備されていること。

(立候補の辞退)

第7条 候補者であることを辞退する場合は、選挙実施年の 1 月 15 日までに到着するよう、候補者本人の自署による立候補辞退届けを委員長に提出しなければならない。

(候補者の公示)

第8条 委員会は、候補者の氏名を選挙実施年の 1 月末日までに、会員に公示しなければならない。

(選挙の実施)

第9条 選挙人は、あらかじめ委員会が定めた方法で投票する。ただし地方部会総会などにおける投票を妨げない。

(投票)

第10条 前条に規定する投票に関して必要な事項を次のとおり定める。

- (1) 委員会は、選挙に関する規定により、郵送による選挙とした場合においては、投票要項等（様式含）具体的な手続きを定め、この細則の第1条第4項に定める各正会員のあて先に通知（投票依頼）することとする。
- (2) 投票用紙の送付先は、所属する当該地方部会事務局とする。
- (3) 送付された投票用紙は、委員長の指示に基づき、事務局において専用の保管庫にて厳重に保管する。

(開票)

第11条 開票は、選挙の公正性を確保するため開票立会人のもとに行う。

(開票立会人)

第12条 前条の開票に当たっては、原則として開票立会人を医育機関から 1 名、開業関係から 1 名の計 2 名の指名とするなど配慮がなされなければならない。

(当選人の決定)

- 第 13 条** 当選の決定に当たっては、この細則の第 2 条に定める各地方部会の代議員定数に応じ、有効投票数の多い者から順次当選人とする。
- 2 投票が同数の場合は、委員会において開票立会人の立会いのもとに委員長が抽選を行い、当選人を定める。
- 3 候補者数が代議員定数を超えない地方部会においては、投票を行うことなく候補者を当選人とする。ただし、候補者数が定員に満たず欠員が生じた場合は補充しない。
- 4 当選人が決定したときは、委員会は当選人に当選の旨を通知し、当該地方部会会員に郵送またはホームページ等で速やかに選挙結果を知らせなければならない。

(異議の申立)

- 第 14 条** 選挙の効力に関する異議のある選挙人または候補者は、選挙結果発表日より 14 日以内に、文書により委員会に対して異議を申し立てることができる。

(再選挙)

- 第 15 条** 選挙に関する不正行為の有無は、委員会において審議、決定し、地方部会長および理事長に報告する。
- 2 選挙の無効が決定された地方部会では、それぞれの当該地方部会において再選挙を行う。

(当選人の繰上げ補充)

- 第 16 条** 選挙日より 30 日以内に当選人が辞退または会員の資格を喪失したときは、その地方部会の得票数の次位の者を順次繰り上げ当選人とする。
- 2 委員会により当選の無効が決定された場合には、次点者を当選人とする。

(選挙事務)

- 第 17 条** 選挙に関する事務（この細則の第 5 条に関連する事務を除く。）は、各地方部会事務局において行う。

附 則

1. この改正規則は、平成 24 年 7 月 20 日から施行する。
2. この改正は、平成 30 年 8 月 4 日から実施する。